

## **3-4 番号制度(情報連携推進導入・運用編)**

---

# 1. 本講義の学習目標

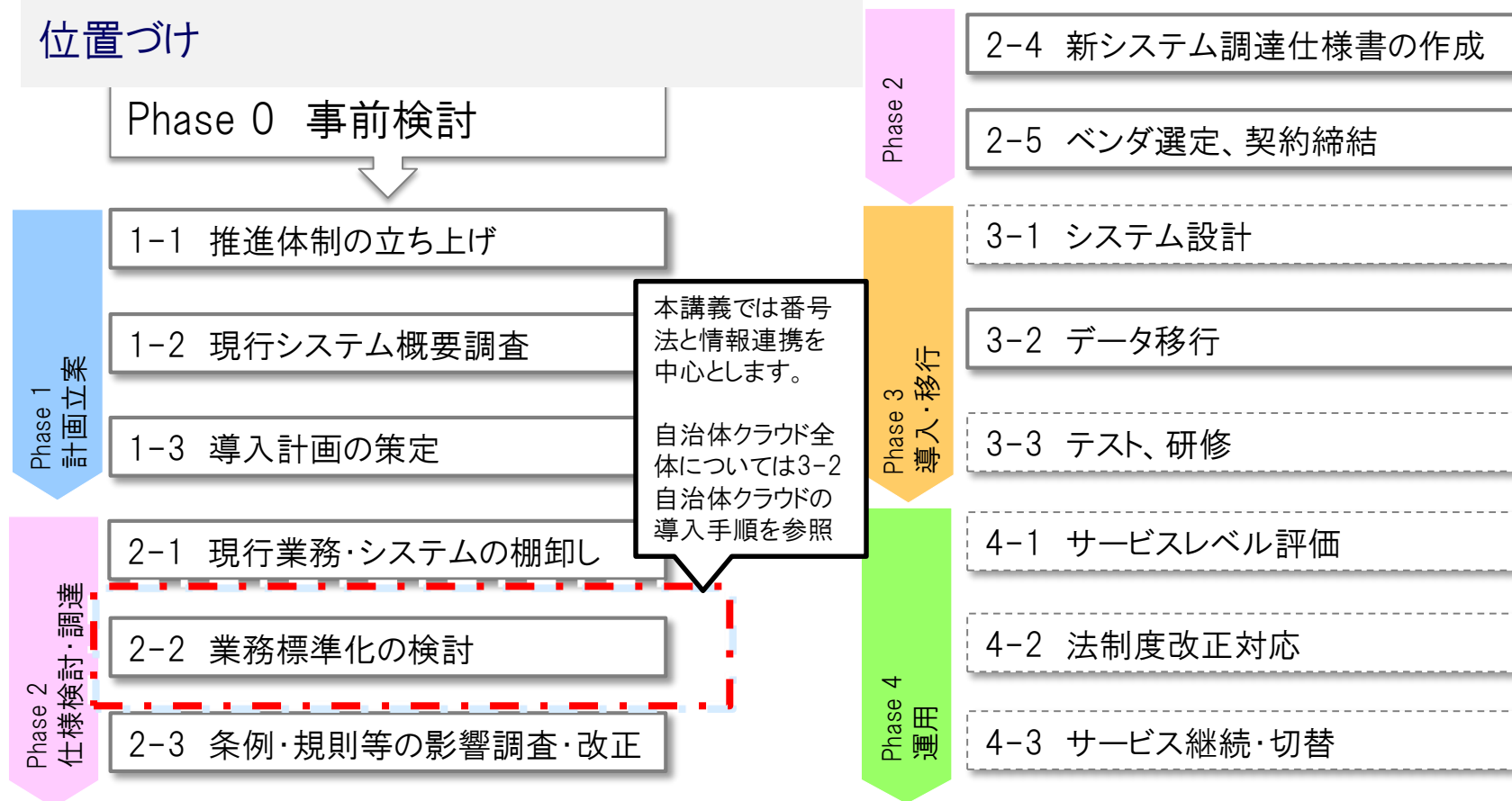
- 番号制度に際して自治体が行わなければならない事項が理解できる。
- 番号制度対応と同時に自治体クラウドや情報連携を全体最適化の手段として進めることの必要性や利点が理解できる。
- 標準として提案されている業務プロセスのためのモデルや地域情報プラットフォームの意味や狙いが理解できる。
- 標準として提案されているモデルを使って自団体に導入するための手順が理解できる。
- 安全管理措置を視野に入れた導入が理解できる。

## 2. 本講義の構成

- 番号制度対応と連動した自治体クラウドや情報連携
  - 番号制度に際して自治体に取り組む2つの情報連携
  - 標準化の採用による利点
  - 情報連携と自治体クラウド
- 標準モデルを活用して導入する
  - 地域情報プラットフォーム
  - バックオフィス連携による情報連携推進事業
- 安全管理措置を考慮する

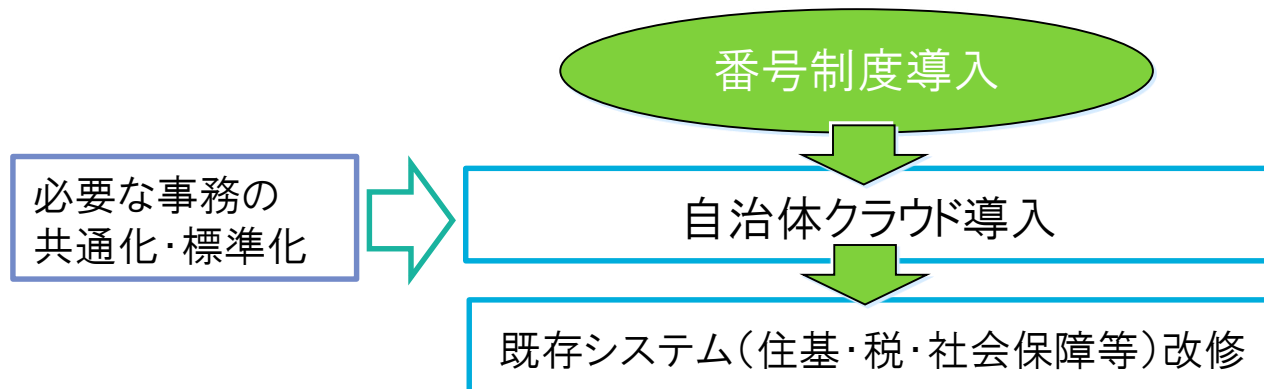
## 2. 本講義の構成

### クラウド導入プロセスにおける本講座の位置づけ



### 3. 番号制度対応と連動した自治体クラウド

番号制度対応と連動させつつ自治体クラウドを導入する



番号制度対応と連動して自治体クラウドを導入することで事務の効率化、関連経費の軽減等

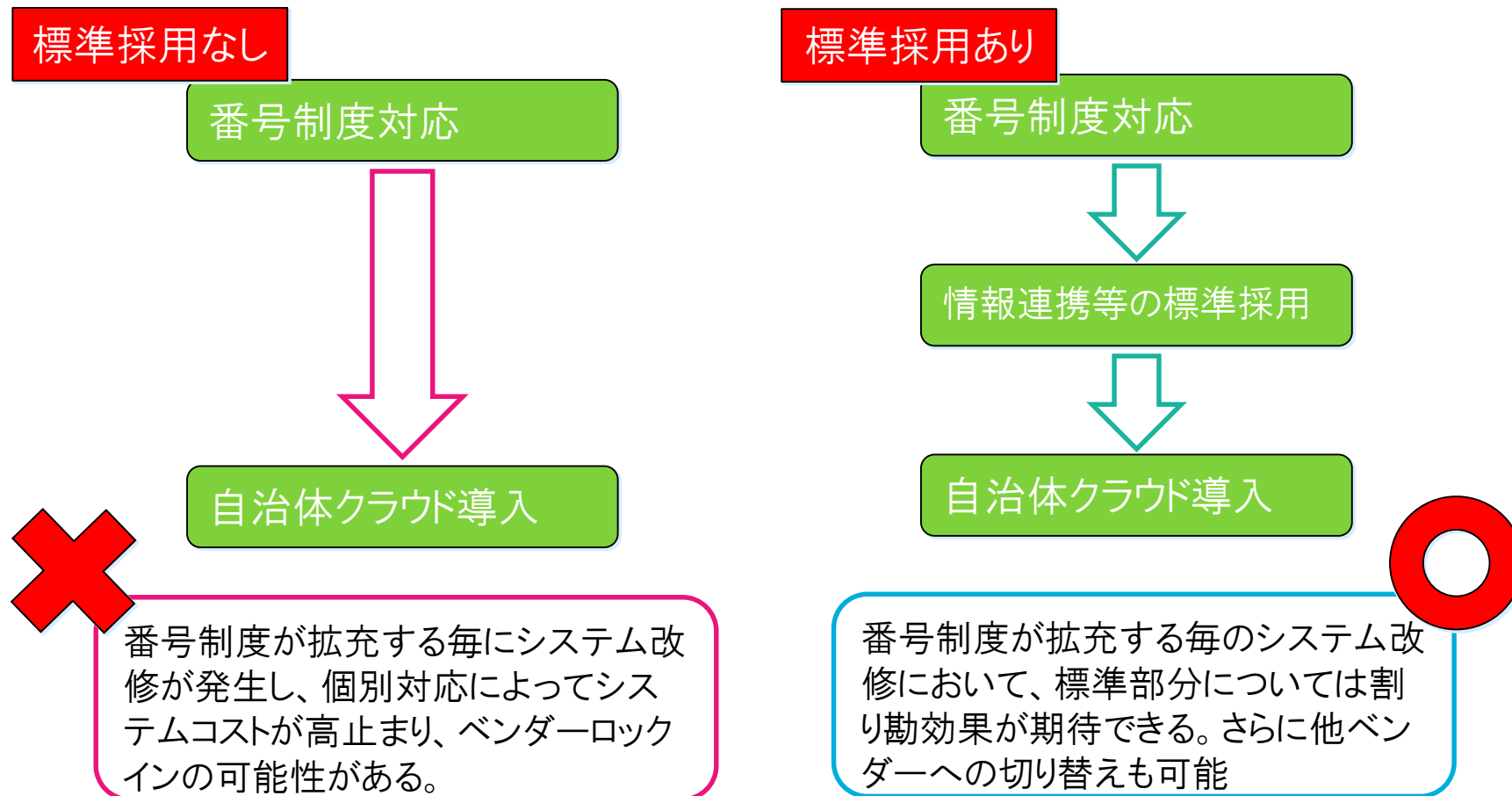
- ・クラウド導入に必要な事務の共通化・標準化により、番号制度導入によるシステム整備等の事務が効率化
- ・既存システムの共同利用による後年度の運用経費の削減 等

- 番号制度対応によるシステム整備を自治体クラウド導入を踏まえて行う
- 都道府県が主導的に計画を策定することや協議会等を開催することで、管内市町村の取り組みを促進する必要がある。

参考:第1回「電子自治体の取組みを加速するための検討会」資料より加筆  
資料7:番号制度導入に伴い当面取り組むべき課題(総務省自治行政局地域情報政策室)

### 3. 番号制度対応と連動した自治体クラウド

標準を採用せずに自治体クラウドを導入した場合は、改修コストなどが高止まりする恐れがある。



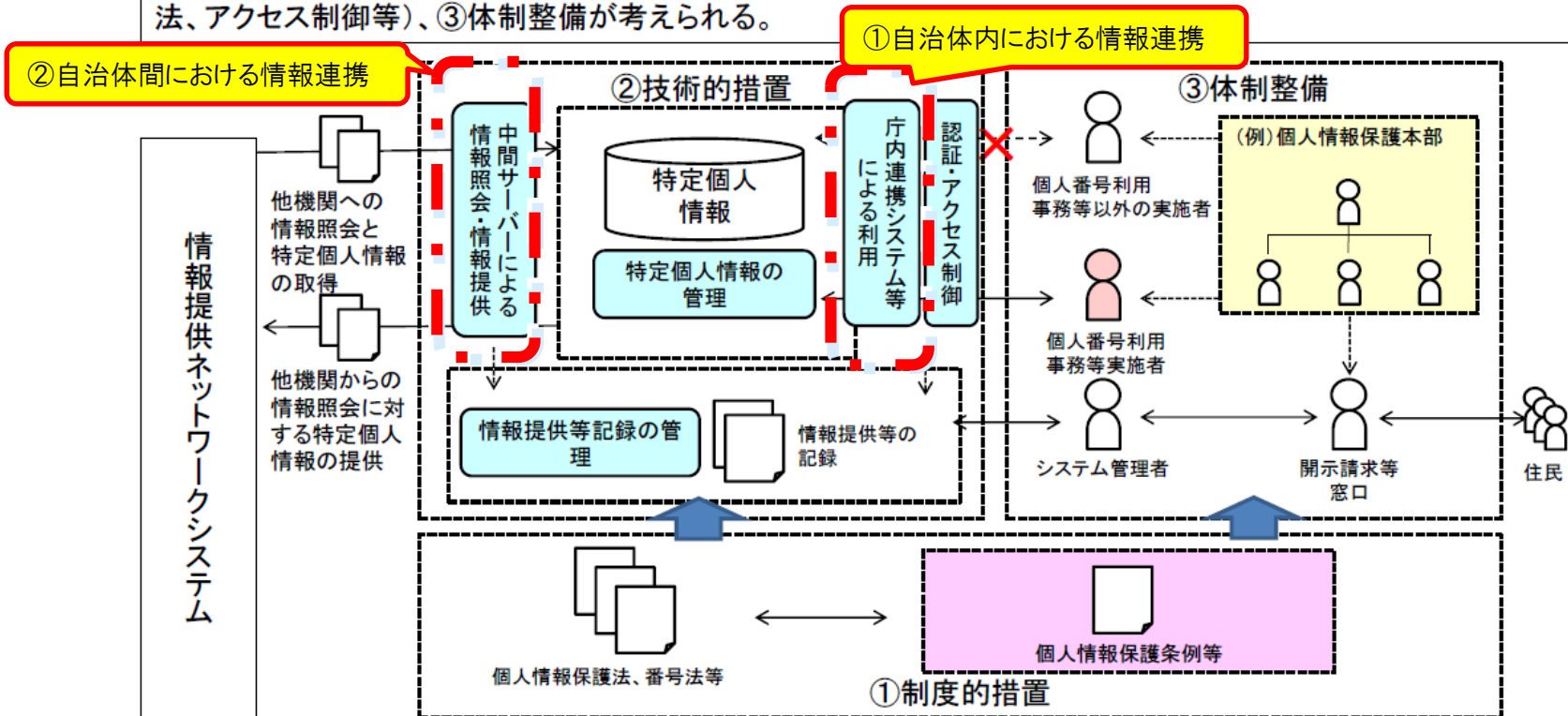
# 3. 番号制度対応と連動した自治体クラウド

～番号制度で求められる情報連携～

番号制度の開始とともに、①自治体内における情報連携と②自治体間における情報連携の2つが要請されている

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組)のポイント<第3章第3節①>

地方公共団体に求められる取組として、①制度的措置(条例改正等)、②技術的措置(特定個人情報の管理方法、アクセス制御等)、③体制整備が考えられる。



### 3. 番号制度対応と連動した自治体クラウド

番号制度では情報連携を前提とした事務手続きが共通化



共通化した事務手続き手順は単独団体に閉じたものではない



共通化・標準化による全体最適化の機会が生まれる

「情報の流れ、連携データ項目等の標準化」、「業務プロセスの標準化」の2つのステップを踏んで実施する。

ステップ1(システム中心)  
情報の流れ、連携データ項目等の標準化

地域情報プラットフォームで実現している庁内連携の標準をベースに団体間連携のデータ項目等を追加

既に約90%の自治体に導入されている地域情報プラットフォームを活用、拡充する流れ。



ステップ2(業務中心)  
業務プロセスの標準化

番号制度で始まる団体間連携に向けた事務手続き(別表)を対象に業務プロセスの標準化(新規)

どのタイミングでどのデータを連携するかなど、全体の流れの共有、コンセンサス作りが重要となる。



# 3. 番号制度対応と連動した自治体クラウド

「自治体内連携から自治体間連携」と「システム標準化から業務プロセスの標準化」

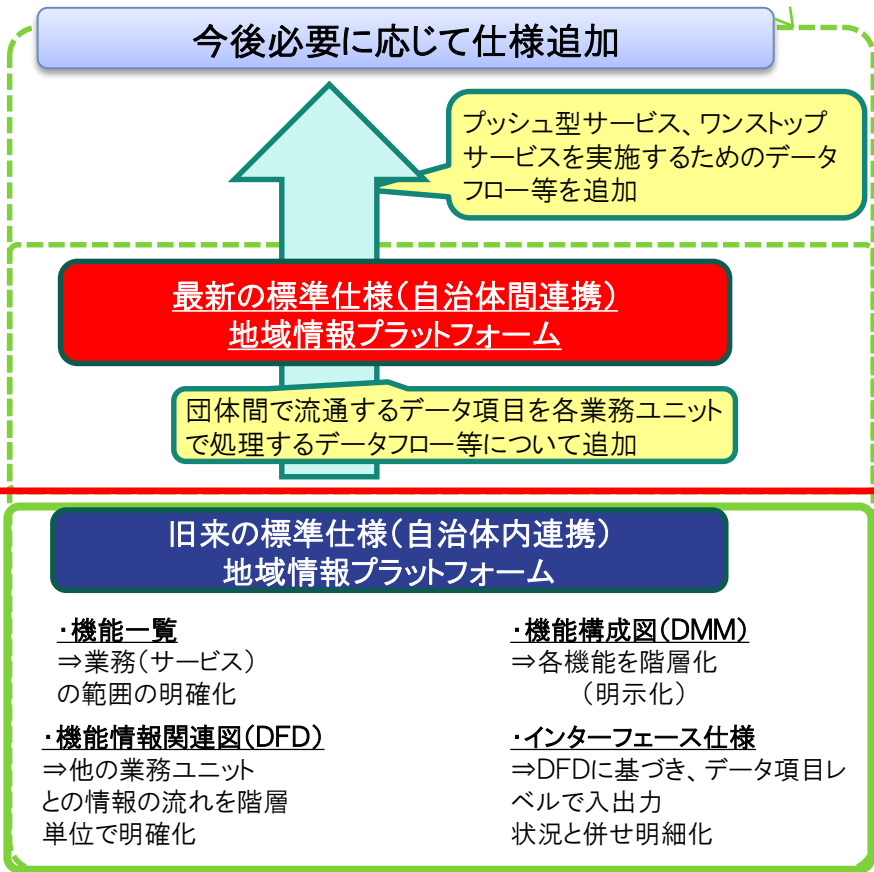
総務省で番号法で情報連携(情報照会)が認められている業務ごとに標準業務プロセスフロー等を作成

① 情報の流れ、連携データ項目等の標準化(システム中心) → ② 業務プロセスの標準化(業務中心)

地域情報プラットフォームによる標準化(拡充)

自治体間連携  
自治体内連携

(フロントオフィス)  
窓口業務  
(バックオフィス)  
内部管理業務



番号法では自治体間情報連携を実施する業務の事務手続きが示されているため、標準化しやすい。

番号法で情報連携が認められている業務ごとに作成した標準業務プロセスフロー等を総務省とAPPLICで自治体に周知

新たな標準化(番号法 別表)

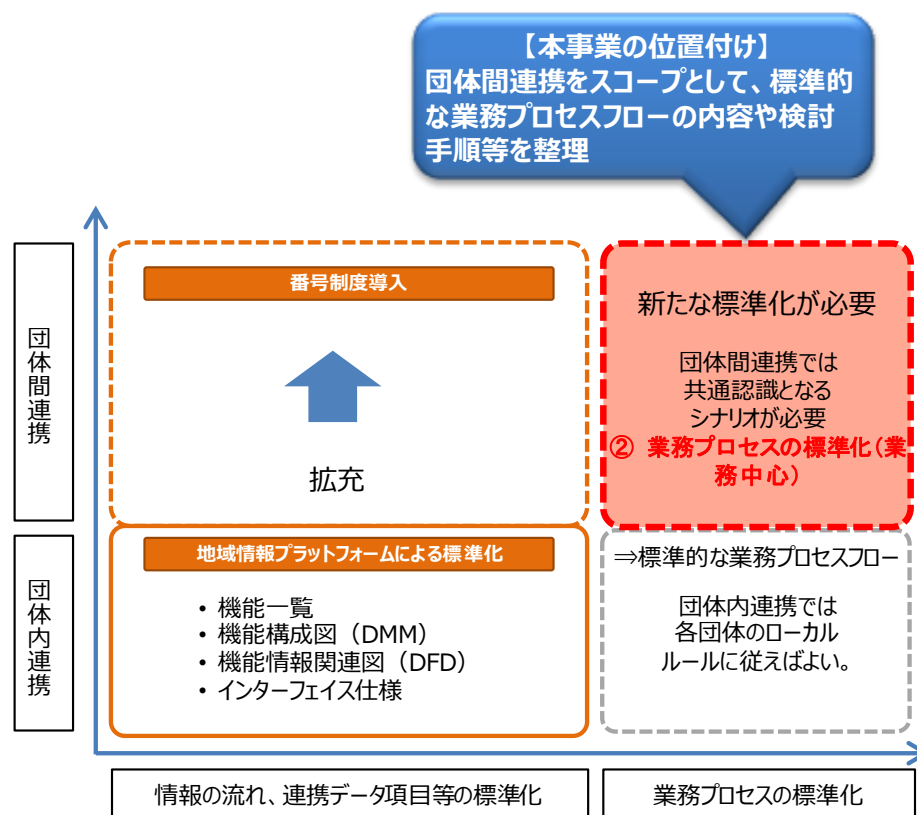
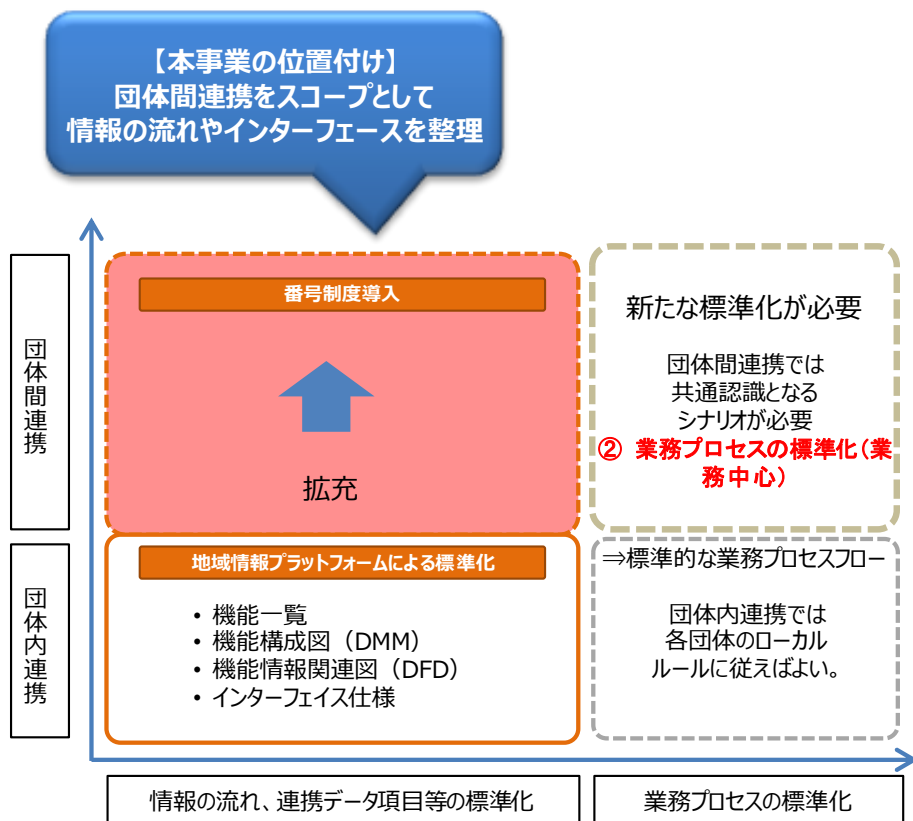
別表以外の団体内連携ではローカルルールに従えばよく標準化は現時点で不要

# 4. 標準モデルを活用して導入する

2つの標準モデルの位置づけ

①地域情報プラットフォーム最新 (APPLIC-0002-2015以降)

②バックオフィス連携による 情報連携推進事業



# 4. 標準モデルを活用して導入する

## ① 地域情報プラットフォームの番号制度開始までの対応

### 地域情報プラットフォーム

(第2ステージ:平成25～29年度)

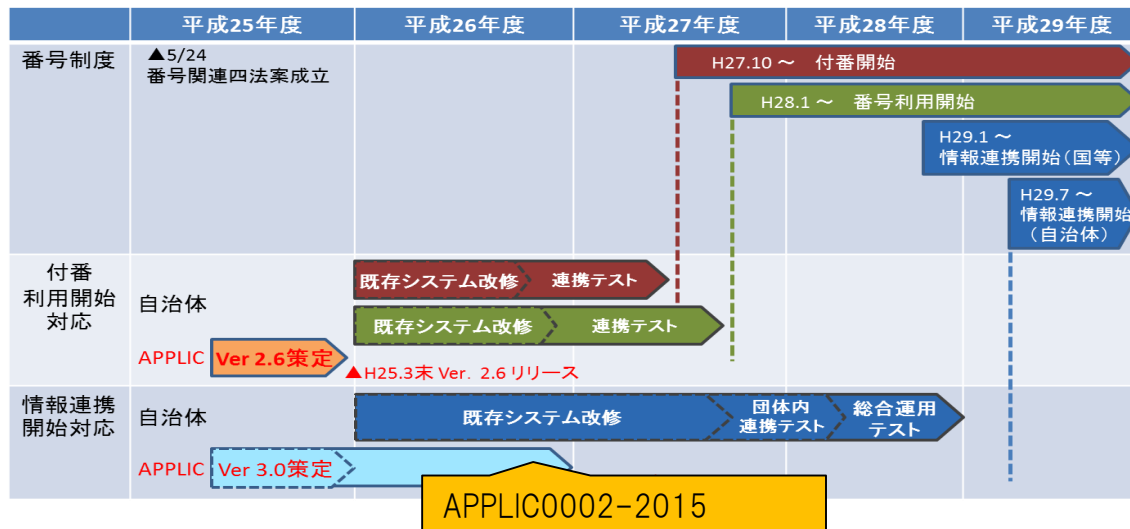
～可能な限り番号制度導入スケジュールを先取りし、自治体における番号制度対応を強力にサポート～

- ・番号制度に対応した連携データ項目等の標準化(標準化の範囲を拡張)
- ・団体間のデータ連携に必要なデータのやり取りを網羅
- ・総務省から配布される中間サーバー・ソフトウェアとの連携にも完全対応

平成29年7月からスタートする情報連携(団体間連携)に向け、これまでの標準仕様を拡張した「**地域情報プラットフォーム標準仕様Ver.3**」を新たに策定し、さらなる標準化を進めます。

「地域情報プラットフォーム標準仕様Ver.3」準拠製品を導入(導入済みの自治体はバージョンアップ)することにより、中間サーバーとの連携がスムーズに行われ、符号付番を含む番号制度導入を効率的に進めることができます。

なお、これに先行して行われる個人番号の付番(H27.10)及び利用開始(H28.1)については、「地域情報プラットフォーム標準仕様Ver.2.6」にて対応します。



#### 【平成25年度】

- ・10月以降すみやかに、統一宛名管理に関する対応方針及び「地域情報プラットフォーム標準仕様Ver.2.6(ドラフト版)」を策定
- ・年度末をめどに、「地域情報プラットフォーム標準仕様Ver.2.6(正式版)」及び「地域情報プラットフォーム標準仕様Ver.3.0(ドラフト版)」を策定

#### 【平成26年度】

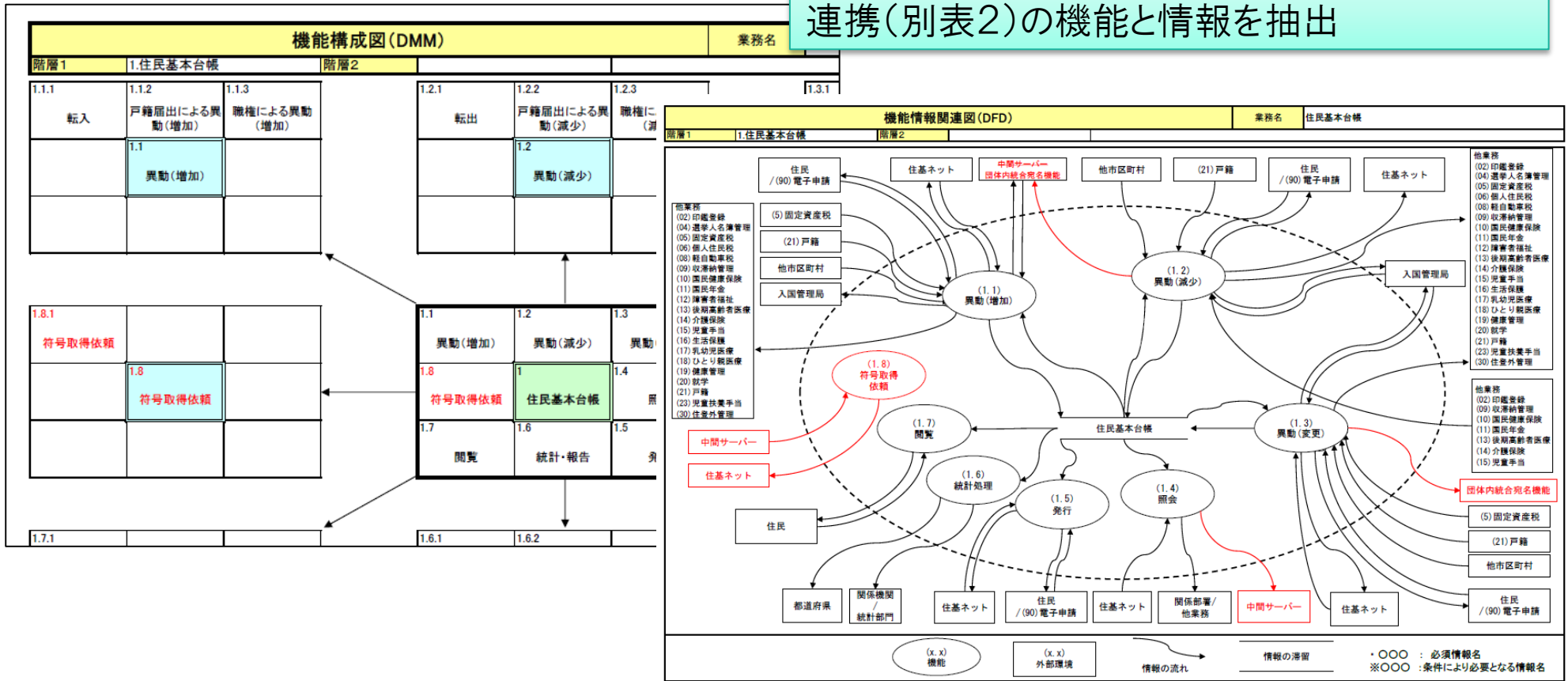
- ・中間サーバー・ソフトウェアとの相互接続について確認し、標準仕様へ反映
- ・「地域情報プラットフォーム標準仕様APPLIC-0002-2015(Ver.3.0(正式版))」を策定

出所: APPLICにおける番号制度への対応について(<http://www.applic.or.jp/2013/tech/APPLIC-number-0000-2013.pdf>)より作成

# 4. 標準モデルを活用して導入する

## ① 地域情報プラットフォーム概要

従来の自治体内連携に加え新たに自治体間連携(別表2)の機能と情報を抽出





## 4. 標準モデルを活用して導入する

### ①地域情報プラットフォーム概要

番号制度においては特定個人情報にかかる  
庁内の情報連携(特定個人情報の移転)に  
についても**条例の制定が必要**となる



庁内の情報連携の整理  
特定個人情報との関係整理

全ての自治体にとって必要な作業  
法改正に対応して順次維持していく必要もある





## 4. 標準モデルを活用して導入する

### ①地域情報プラットフォーム概要

#### 電子自治体の取組みを加速するための10の指針（抄）

##### 【指針6】明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討

地方公共団体はクラウドベンダ選定の際に、サポート体制・セキュリティを含む業務に必要な非機能要件を十分に精査し、ベンダとの責任分界等を明確にしたSLAを締結すること。また、地方公共団体は、自治体クラウド等新規システムを調達する際、契約期間満了時に業務システムが保有する実データを総務省が公開する中間標準レイアウト仕様によりデータ提供する旨を調達仕様書へ明記するとともに、**地域情報プラットフォームに準拠したシステムを導入することで、将来にわたる競争性を確保すること。**



## 4. 標準モデルを活用して導入する

### ②バックオフィス連携による情報連携推進事業の概要

本事業は、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）」及び関連法を踏まえ、番号制度の導入にあたり、地方自治体において必要となるさまざまな対応について、番号制度導入後の自治体業務及びシステムのあるべき姿を示すとともに、地域情報プラットフォーム<sup>(※)</sup>の知見を活用しながら、団体間連携の実現に向け地方自治体が対応すべき事項、標準的な業務プロセスフロー等について検討・整理したものである。

平成24年度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」及び関連法案を踏まえ、番号制度導入後の自治体業務及びシステムのあるべき姿を示すとともに、団体間連携の実現に向け地方自治体が対応すべき事項等について検討・整理した。

平成25年度は、「社会保障・税に関わる番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の場（平成25年12月6日開催）」で配布された「主務省令事項」をもとに、地方自治体が団体間連携の実現に向け実施すべき具体的な作業手順と標準的な業務プロセスフロー等について検討・整理した。

平成24年度、25年度事業の成果物は、地方自治体における具体的な検討作業に資するよう編集可能形式で提供している。

なお、本事業の成果物は、「社会保障・税に関わる番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の場（平成25年12月6日開催）」で配布された「主務省令事項」をもとに作成したものであり、「主務省令事項」が確定した際に変更が生じる可能性があることに留意頂きたい。

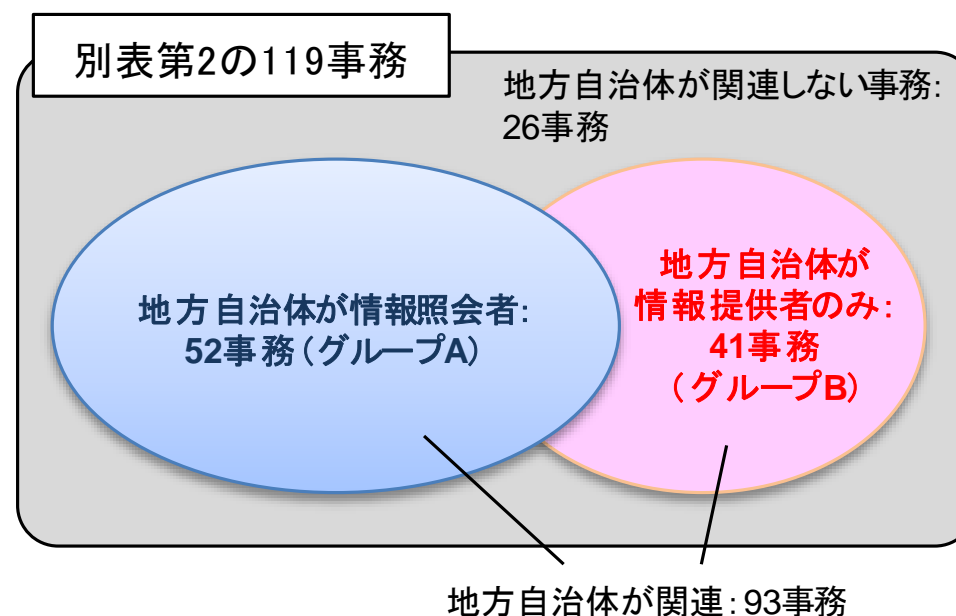
(※)業務システム間の連携を可能とするために各システムが準拠すべき業務面や技術面のルールを定めた「地域情報プラットフォーム」標準仕様についても、平成25年度より番号制度に対応した検討に着手し、平成26年度末に、「地域情報プラットフォームVer.3.0(正式版)」をリリースする予定である。

([http://www.applic.or.jp/2013/tech/index\\_number.html](http://www.applic.or.jp/2013/tech/index_number.html))

## 4. 標準モデルを活用して導入する

### ②バックオフィス連携による情報連携推進事業の概要

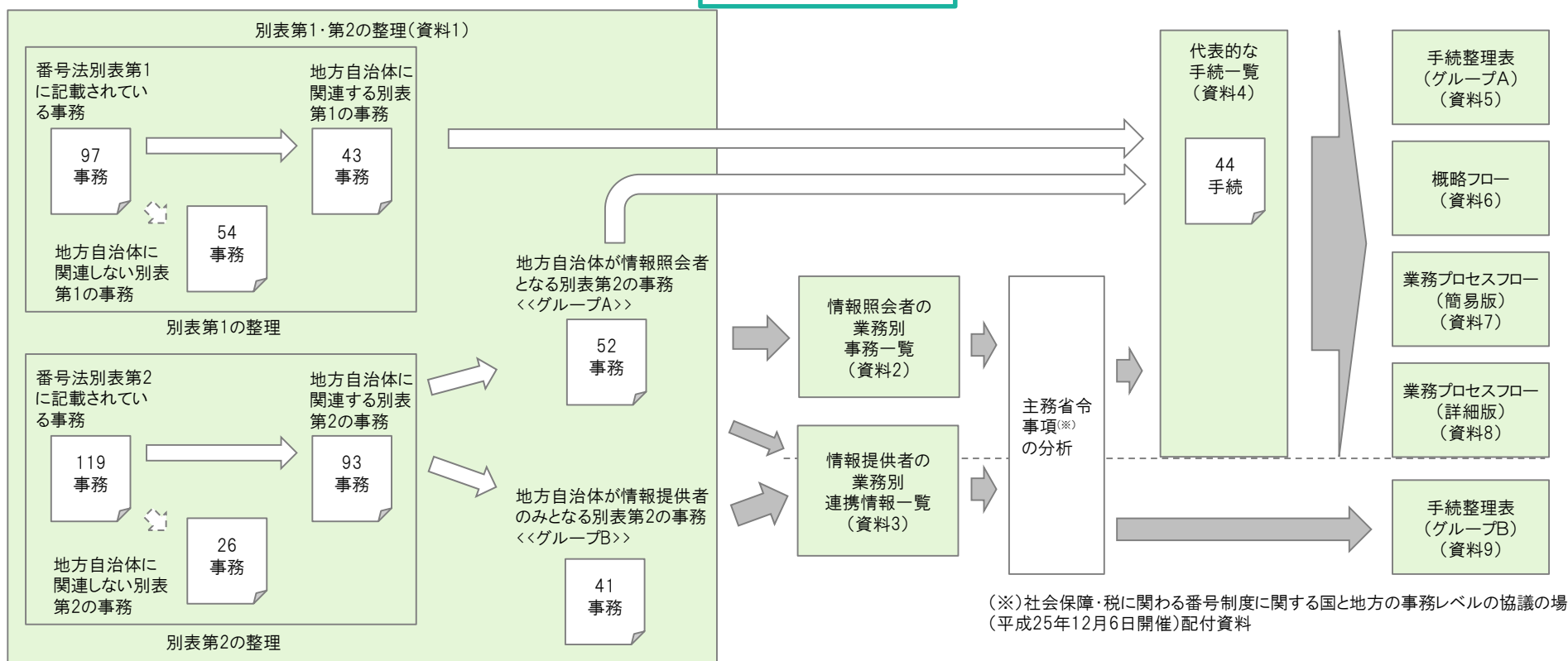
- 本事業では、まず、資料1において、番号法別表第1および別表第2から地方自治体が情報照会者、情報提供者となる事務を特定し、資料2では地方自治体が情報照会者となる「事務」について、資料3では地方自治体が情報提供を行う「情報」について整理した。
- その上で、主務省令事項も参考にしながら、地方自治体が情報照会者となる事務(グループA)に関して連携情報や業務プロセスフロー等を整理する(資料4～資料8)とともに、地方自治体が情報提供者のみとなる事務(グループB)に関して連携情報を整理した(資料9)。



# 4. 標準モデルを活用して導入する

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業の概要

### 成果物一覧



# 4. 標準モデルを活用して導入する

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

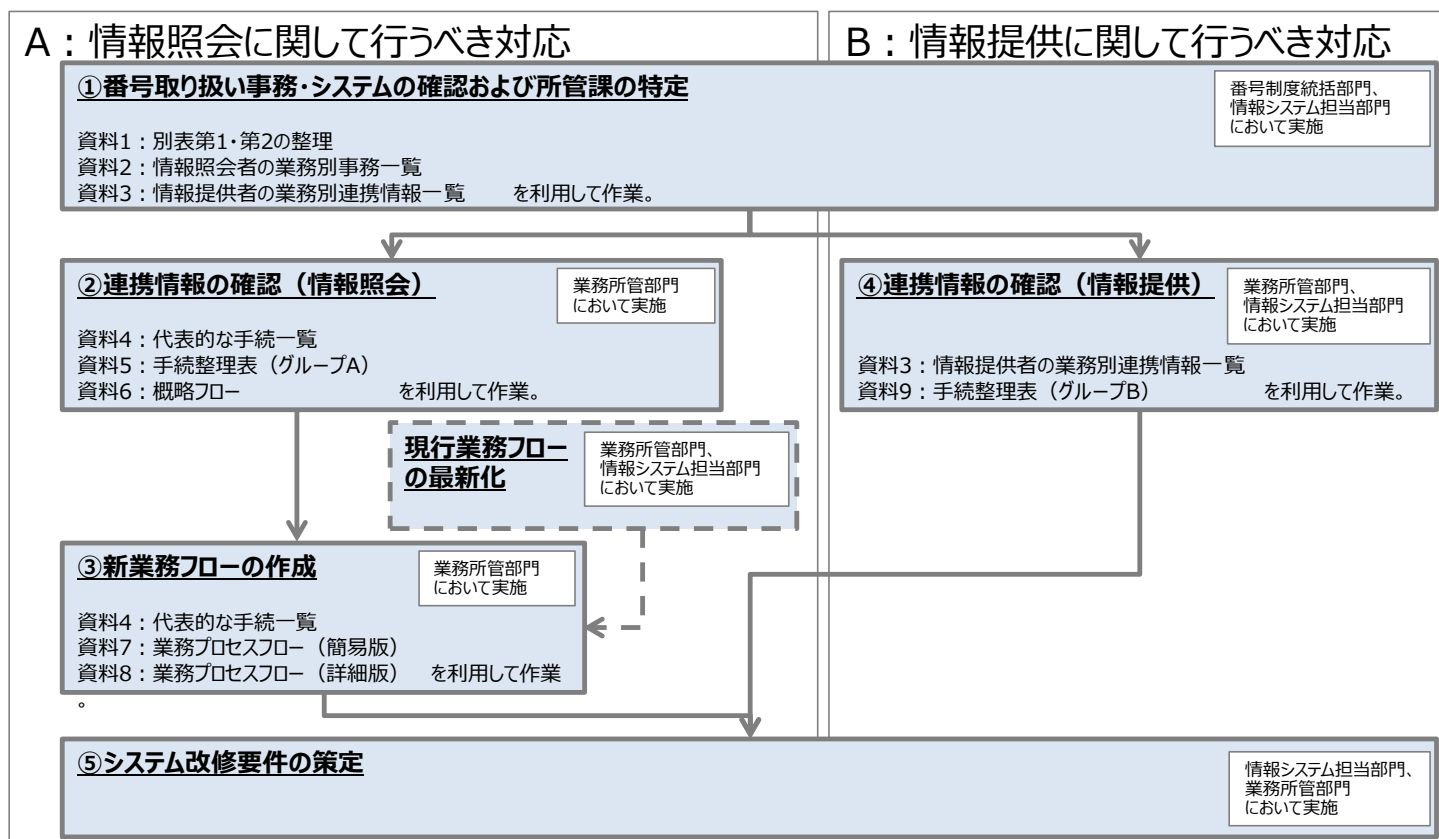
資料編の各成果物の目的と概要が整理されている（図はイメージ）

	成果物	目的	概要
<b>【資料1】</b> 地方自治体が情報照会者・情報提供者となる事務を特定	資料1 別表第1・第2の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体が、個人番号を利用する事務および情報連携（情報提供もしくは情報照会）を行う特定個人情報を確認するために利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1から地方自治体が個人番号を利用することができる事務を整理するとともに、別表第2に記載された119の事務を「地方自治体が情報照会者となる事務（グループA）」と「地方自治体が情報提供者のみとなる事務（グループB）」と「地方自治体が関連しない事務」に分類。</li> </ul>
	資料2 情報照会者の業務別事務一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体において、都道府県、指定都市、中核市、特例市・一般市、町村毎に、自らが情報照会者となる事務の範囲を把握するために利用する。</li> <li>各地方自治体において、情報照会を行う事務・所管部門を確認するために利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体が情報照会者となる事務の一覧を整理するとともに、各事務の実際上の実施主体を自治体種別毎に把握。</li> </ul>
	資料3 情報提供者の業務別連携情報一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体において、都道府県、指定都市、中核市、特例市・一般市、町村毎に、情報提供しなくてはならない情報を把握するために利用する。</li> <li>各地方自治体において、情報提供を行う連携情報・所管部門を確認するために利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体が情報提供する連携情報の一覧を整理するとともに、各情報の実際上の提供主体を自治体種別毎に把握。</li> </ul>
	資料4 代表的な手続一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会を行う事務や特定個人情報の内容に基づいて整理した主要な手続（代表的な手続）を確認するために利用する。</li> <li>番号法別表第1と別表第2の相関関係を理解し、これに関する具体的な手続を確認するために利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法別表第1・別表第2および主務省令事項をもとに、「情報照会」を行う手続に関して、「代表的な手続」を選定し、この「代表的な手続」を単位に、資料5～資料8の成果物を作成した。</li> <li>代表的な手続毎に、連携する情報、標準的業務プロセスフローを確認することで、他の類似の事務についても検討可能</li> </ul>
<b>【資料4～資料8】</b> 地方自治体が情報照会者となる事務について、手続に必要な情報を整理し、業務プロセスフローを整理	資料5 手続整理表（グループA）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報照会」を行う手続に関して、「代表的な手続」を例に、情報照会により入手する情報、申請者から入手すべき情報、自団体内において入手すべき情報、他団体から文書照会により入手する情報を把握するために利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的な手続毎に、手続の内容、主体者、連携情報および連携先等を整理。</li> </ul>
	資料6 概略フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報照会」を行う手続に関して、「代表的な手続」毎に、手続の全体像と情報のやり取りを1ページで概観するために利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資料5：手続整理表（グループA）」で整理した内容をもとに、各手続について、手続の主体者（情報照会者）を中心に、利用者や情報連携先（情報提供者）と、情報連携の手段を図示。</li> </ul>

# 4. 標準モデルを活用して導入する

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 番号制度に対応した業務・システムの標準的な検討プロセスの検討項目の担当部門と、検討する上で活用すべき本事業の成果物との関係が整理されている



# 4. 標準モデルを活用して導入する 別表第1・第2の整理(資料1)－別表第1の整理

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 資料1「別表第1・第2の整理」は、別表第1の97事務および別表第2の119事務について、**地方自治体が対応すべき事務(別表第1:43事務、別表第2:93事務)**を明確化したものである。
- 別表第1の整理では、別表第1に記載された個人番号を利用することができる事務(計97事務)から**地方自治体が個人番号を利用することができる事務を整理**した。

地方自治体が個人番号を利用することができる事務： 43事務

項番	主体 (別表第1上欄)	事務 (別表第1下欄)	別表第IIにおける自治体の関連				備考	根拠法令	別表第2との関連	
			都道府県	指定都市	中核市	特例市・一般市			町村	地方自治体が情報照会を行う別表第2の事務
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの								※自治体が関連しない事務のため、対象外
2	全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの								※自治体が関連しない事務のため、対象外
3	厚生労働大臣	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四條第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの								※自治体が関連しない事務のため、対象外
	都道府県知事	災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	◎	△	△	△	△	△	△	11、14、26、42、56の2、78、81、87、93、109

別表第1の事務

自治体の関連(※)

法令根拠

別表第2との関連

- (※) ◎: 番号法の別表第2第1欄の記載から、実施主体として整理できる事務  
 ○: 番号法の別表第2第1欄の記載からは判断できないが、その他の法律・政令等により実施主体として整理できる事務  
 △: 各自治体種別のうち、一部の地方自治体が実施主体となる事務

図 別表第1の整理内容

# 4. 標準モデルを活用して導入する

## 別表第1・第2の整理(資料1)－別表第2の整理

### ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 別表第2の整理では、別表第2に記載された119の事務を、「**地方自治体が情報照会者となる事務(グループA)**」と「**地方自治体が情報提供者のみとなる事務(グループB)**」と「**地方自治体が関連しない事務**」に分類した。

地方自治体が情報照会者となる事務(グループA): 52事務  
 地方自治体が情報提供者のみとなる事務(グループB): 41事務  
 地方自治体が関連しない事務: 26事務

項番	別表第2の事務 事務	別表第2における自治体の関連		グループ (自治体が 情報照会者=A 自治体が情報提供者のみ=B)	代表的な手続 (資料3)		備考
		情報照会者 (主体)	情報提供者		項番	名称	
1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		○	B			
2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		○	B			
3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		○	B			
4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		○	B			
5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		○	B			
6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		○	B			
7	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの						※自治体が関連しない事務のため、対象外

別表第2の事務

自治体の関連

グループA/Bの区分

関連する「代表的な手続」

図 別表第2の整理内容



# 4. 標準モデルを活用して導入する 情報照会者の業務別事務一覧(資料2)

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 資料2「情報照会者の業務別事務一覧」は、「**グループA**」の事務について、各事務を処理する業務名、手続の主体者(情報照会者)の観点から整理したものである。手続の主体者(情報照会者)は、別表第2に記載されている事務の根拠法令等に基づき、都道府県及び市町村に大別し、さらに**市町村については指定都市、中核市、特例市・一般市、町村の4つに細分して整理した**。
- 本資料を活用することにより、それぞれの地方自治体に対応する事務を特定し、その**事務に対応する業務(業務所管課)を容易に見つけ出すことが可能**となる。

業務名	別表第2の事務			手続の主体者(情報照会者)					備考	根拠法令の条文
	項番	事務 (別表第2第2欄)	情報照会者 (別表第2第1欄)	都道府県	市町村					
					指定都市	中核市	特例市・ 一般市	町村		
養育里親名簿管理	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	◎	○	△			・中核市(左記△)は児童相談所設置市で事務手続を実施  ○、△は以下による。 指定都市:地方自治法施行令第百七十四条の二十六 中核市:児童福祉法施行令第四十五条の二、第四十五条の三、地方自治法施行令百七十四条の四十九の二	・地方自治法施行令(児童福祉に関する事務)第百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(児童福祉法第十一條第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十(同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。))及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関(同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二において同じ。))の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士(同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第百七十四条の四十九の二において同じ。))の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十一条の五の二十第一項(同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。))の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款(同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。))及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等(第八項において「障害児通所支援事業等」という。)、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業(第八項において「児童自立生活援助事業」という。))又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。))に係る同法第二十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(第八項において「一時預かり事業」という。))に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業(第八項において「家庭的保育事業」という。))に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(第八項において「児童福祉施設」という。))に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同

別表第2の事務  
及び情報照会者

手続の主体者(※)

根拠法令

業務名

(※)  
◎: 番号法の別表第2第1欄の記載から、実施主体として整理できる事務  
○: 番号法の別表第2第1欄の記載からは判断できないが、その他の法律・政令等により実施主体として整理できる事務  
△: 各自治体種別のうち、一部の地方自治体が実施主体となる事務

図 情報照会者の業務別事務一覧の整理内容



# 4. 標準モデルを活用して導入する 情報照会者の業務別事務一覧(資料3)

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 資料3「情報提供者の業務別連携情報一覧」は、**地方自治体が情報提供者となる連携情報について**、情報提供者、各連携情報を処理する業務名の観点から整理したものである。情報提供者は、資料2と同様に、別表第2に記載されている事務の根拠法令等に基づき、都道府県及び市町村に大別し、さらに**市町村については指定都市、中核市、特例市・一般市、町村の4つに細分して整理した**。
- 整理にあたっては、「グループB」の41事務と「グループA」の中の情報照会者かつ情報提供者である52事務を合計した**93 事務を対象とした**。
- 本資料を活用することにより、それぞれの地方自治体に対応する連携情報を特定し、その**連携情報に対応する業務(業務所管課)を容易に見つけ出すことが可能**となる。

No	業務名	連携情報名 (細区分を含む)	情報提供者 (別表第2第3欄)	グループ A・Bの分類	情報提供者 市町村				特定個人 情報番号	データ標準フォーマット 名称	備考
					都道府県	指定都市	中核市	特例市・ 一般市			
1	住民基本台帳	住民票関係情報	市町村長	A/B		◎	◎	◎	◎	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
2	個人住民税	地方税関係情報	市町村長	A/B		◎	◎	◎	◎	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
3	国民健康保険	医療保険給付関係情報	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	A/B		◎	◎	◎	◎	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
4	国民健康保険	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報	市町村長	Bのみ		◎	◎	◎	◎	5	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報

業務名

連携情報名  
及び情報提供者

グループ  
A/Bの分類

情報提供者

データ標準  
フォーマット

図 情報提供者の業務別連携情報一覧の整理内容

# 4. 標準モデルを活用して導入する 情報照会者の業務別事務一覧(資料4)

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 資料4「代表的な手続一覧」は、**具体的な手続を確認するために**、番号法別表第1・別表第2および主務省令事項をもとに、「情報照会」を行う手続に関して、「代表的な手続」を選定し、その選定理由とともに一覧にしたものである。
- 具体的な手続を確認するための**資料5～資料8は、「代表的な手続」を単位に作成した。**
- 代表的な手続毎に、連携する情報、**標準的業務プロセスフローを確認することで、他の類似の事務についても業務プロセス改革のための検討が可能**となる。

項番	代表的な手続名	別表第1項番	別表第1の事務	具体的な手続	別表第2項番	別表第2の事務	代表的な手続の選定理由
1	児童手当の認定請求	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定の請求に係る事実の審査(所得の確認)</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(所得の確認)</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)</li> </ul>	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	主務省令事項に記載された別表第1項番56および別表第2項番74・75に関連する具体的な手続には「認定の請求に係る事実の審査」「現況の届出に係る事実の審査」など複数あるが、「現況の届出」に関する手続は「認定の請求」に関する手続と共通性があるため、「児童手当の認定請求」を代表的な手続として選定した。
					75	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
2	児童扶養手当の認定請求	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査</li> <li>・児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査</li> <li>・児童扶養手当の額改定請求の審査</li> <li>・児童扶養手当の届出に係る事実についての審査</li> </ul>	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	主務省令事項に記載された別表第1項番37および別表第2項番57に関連する具体的な手続には「児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査」「児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査」など複数あるが、「額改定請求」に関する手続は「認定請求」に関する手続と共通性があるため、「児童扶養手当の認定請求」を代表的な手続として選定した。

代表的な手続名

関係する別表第1の事務

本代表的な手続に関係する「具体的な手続(主務省令事項)」

関係する別表第2の事務

代表的な手続の選定理由

図 代表的な手続一覧の記載内容

# 4. 標準モデルを活用して導入する

## 手続整理表(グループA) (資料5) / (グループB)(資料9)

### ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 資料5及び資料9「手続整理表」は、**事務で取り扱う連携情報及び連携先団体等を整理**したものである。
  - 資料5「手続整理表(グループA)」は、情報照会を行う手続に関して、**情報照会により入手する情報、申請者から入手すべき情報、自団体内において入手すべき情報、他団体から文書照会により入手する情報を把握**するために利用する。
  - 資料9「手続整理表(グループB)」は、**地方自治体が提供しなくてはならない特定個人情報および情報提供先を把握**するために利用する。
- ※地方自治体が情報提供者のみとなる事務であるため、代表的な手続の選定等は行っていない。

別表第1の  
事務

別表第2の  
事務

連携情報と連  
携先団体等

別表第1の事務				別表第2の事務			
項番	事務	具体的な手続 (主務省令事項)	主体	項番	事務	情報照会者	照会者 (実務上の 関係主体)
56	児童手当法による児童手当又は特別給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) 認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) 認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) 現況の届出に係る事実の審査(所得の確認) 現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) 現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)	市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の次の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の次の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長
				75	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	市町村長

市長村長を事実上の情報照会者とした場合の入手が必要情報の整理								連携先(市内、住基ネット、情報提供NWS、文書照会)		連携料との紐付	
No.	情報名	情報名(細区分)	情報提供者		情報の種別	行政		備考	通し番号 (主務省令 事項)	管理番号 (主務省令 事項)	
			提供主体 (別表第2第3欄)	実務上の提供主体 (主務省令事項)		業務 (自治体の場合のみ)	組織 (自治体の場合のみ)				
1	本人確認情報				連携情報(住基ネット)		住基ネット		4500	厚-量-68 (厚-量-69)	
2	地方税関係情報		市町村長		連携情報		市町村(1月1日住所地)	個人住民税	4501 (4507) (4508)	厚-量-75 (厚-量-76)	
3	年金給付関係情報			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合	連携情報		日本年金機構	日本年金機構 ・共済組合等	4502 (4506)	厚-量-70 (厚-量-71)	
4	児童手当認定請求書				申請書						
5	児童を別居監護していることを証明する書類				添付書類						
6	健康保険被保険者証の写し				添付書類						
7	未成年後見人申請書				添付書類						
8	戸籍謄本				添付書類						
9	預金通帳の写し				添付書類						
10	養育者であることを証明する書類				添付書類						
11	離婚協議中であることを証明する書類				添付書類						
12	親状簿				添付書類					初年度は不要	
13	児童手当認定通知書				通知書						
14	児童手当認定請求書(別表第2第3欄)				申請書						

図 手続整理表の整理内容

# 4. 標準モデルを活用して導入する 概略フロー(資料6)

## ②バックオフィス連携による情報連携推進事業

- 資料6「概略フロー」は、各代表的な手続について、**手続の主体者(情報照会者)を中心に、利用者や情報連携先(情報提供者)と、情報連携の手段を視覚的に記載**したものである。
- 「代表的な手続」毎に、手続の全体像と情報のやり取りを1ページで概観するために利用する。

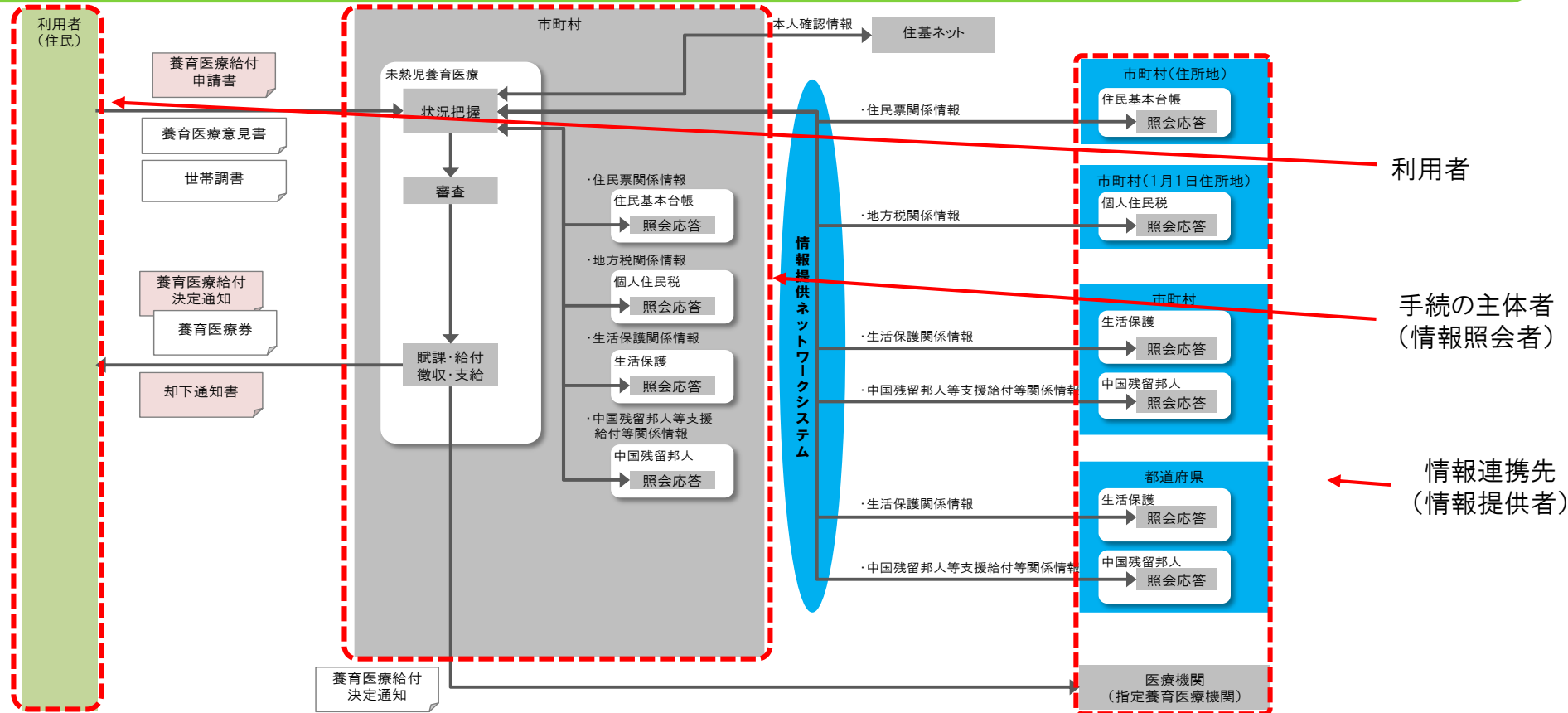
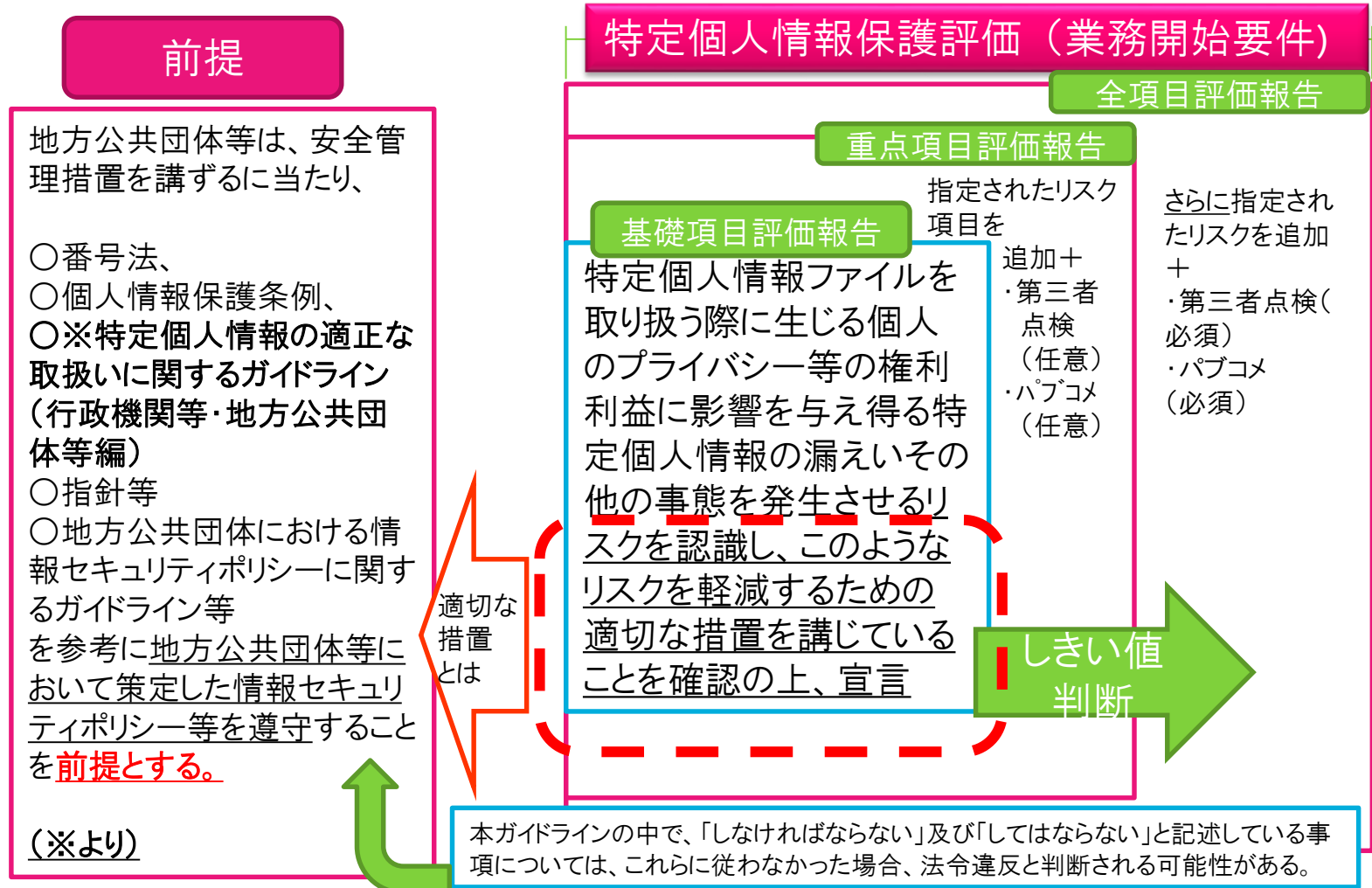


図 概略フローの整理内容



# 5. 安全管理措置の考慮

## 特定個人情報保護の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)



# 5. 安全管理措置の考慮

## 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

### 安全管理措置の検討手順

#### A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務等の範囲を明確にしておかなければならない。

→※ガイドライン第4-1-(1)1A参照

#### B 特定個人情報等の範囲の明確化

行政機関等及び地方公共団体等は、Aで明確化した事務において取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にしておかなければならない(注)。

(注)特定個人情報等の範囲を明確にするとは、事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報(氏名、生年月日等)の範囲を明確にすることをいう。

#### C 事務取扱担当者の明確化

行政機関等及び地方公共団体等は、Aで明確化した事務に従事する事務取扱担当者を明確にしておかなければならない。

#### D 基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

成果物を有効に活用することが可能

- 地域情報プラットフォーム
- バックオフィス連携による情報連携推進事業



## 6. 本講義のまとめ

- 番号制度導入に伴い自治体クラウドを導入することで事務の効率化、関連経費の軽減等を図る。
- 標準化を採用せずに自治体クラウドを導入した場合は、改修コストなどが高止まりする恐れがある。
- 番号制度の開始とともに、①自治体内における情報連携と②自治体間における情報連携の2つが要請されている。
- 地域情報プラットフォーム、バックオフィス連携による情報連携推進事業の2つの標準モデルがある。
- 地域情報プラットフォームは条例改正の際の対象を検討する際に有益である。
- 安全管理措置に留意して推進する際にも、これらのモデルが利用できる。